

農協関係法制度の見直しに関する意見書

意見の主旨

政府は昨年6月「規制改革実施計画」を閣議決定し、平成27年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところではありますが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要であり、5年後の見直しに含みを持たせた状況であります。

農業を基幹産業とする本町においては農協系統組織の持つ機能が損なわれれば、農業者の安定的な営農や所得向上に大きな影響を与える事となり、准組合員の利用制限については、地域社会貢献の立場からも本町農業、ひいては地域社会の持続的発展に支障を来すおそれがあると懸念されます。

よって、農協関係法制度の見直しについて、下記のとおり要請いたします。

記

1. 食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けし、事業目的の見直しにあたっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
2. 准組合員は農業や地域経済の発展をともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など「地方創生」のためにも、准組合員の利用制限は行わないこと。
3. 協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月 日

北海道栗山町議会
議長 鵜 川 和 彦

内閣総理大臣
農林水産大臣 宛